

第2章 計画の内容

基本目標 I

お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

施策の方向 1 人権尊重の理念に対する理解の促進



【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされています。（男女共同参画社会基本法第2条）

このような社会の実現にとって男女の人権の尊重は最も重要な視点であります。意識調査によると一部改善の動きが見られるものの、前回調査に続き、多くの分野で「男性優遇」と感じている結果となっていることから、誰もが人権尊重の理念を正しく理解するための普及啓発に取り組むことが必要です。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 人権に対する理解を深めるための啓発の推進	法務局・人権擁護委員協議会と連携して、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、市民一人ひとりの人権に対する理解を深めるための啓発などに取り組みます。	総務課



【現状と課題】

意識調査では、「男女共同参画社会」という用語について約8割が知っていると回答したものの、「言葉も意味も知っている」と回答した割合は5割程度となりました。

また、家庭における夫婦の役割分担について、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が増加したものの、食事のしたくや掃除など家庭生活の大部分について依然として主に妻が行っていると回答した割合が高いなど、性別による固定的な役割分担意識は未だに残っています。

男女共同参画社会を形成していくためには、「男だから・女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と社会慣行の見直しが必要となりますが、これらについては一朝一夕では改善できないものであることから、長期的な視点に立って男女共同参画意識の醸成を図るための啓発などに取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進	「男女共同参画社会」の考え方の浸透には、継続的な情報発信が重要であることから、国・県と連携した啓発を行います。また、市の広報媒体を通じ、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画創成課
	市民の意識調査を継続的に実施し、状況の把握と併せ、調査の実施を通じた啓発活動を行います。	企画創成課
② 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	要介護高齢者を在宅介護している方々の相互交流などを図る家族介護者交流会について、男性も参加しやすい内容を企画して開催します。	高齢者支援課
	パパママスクールへの男性の参加等を通じ、男性の家事・育児への参画意識の醸成を図ります。	子育て推進課
	家庭教育講座をはじめ生涯学習関係の各種講座等において男性の家事への参加を促し、男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成を図ります。	生涯学習課
	男性の家事・育児への参画や介護休業・休暇の取得に対する地域、職場など周囲の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに取り組めるよう、国・県と連携した啓発を行います。	企画創成課 商工推進課
③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進	市の広報・刊行物について、性別による固定的な役割分担意識にとらわれた内容とならないよう配慮します。	企画創成課

施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解する必要がありますが、そのためには、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習の場など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組むことが重要です。

このため、家庭や学校、職場、地域において、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、教育・学習の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	子どもの意識形成に重要な役割を果たしている家庭における男女共同参画を推進するため、保育所・幼稚園・学校から保護者に対し男女共同参画に関する情報の提供を行います。	子育て推進課 学校教育課
	保育所・幼稚園・学校において、人権の尊重や、性別に関係なく平等の視点に立った保育・教育を実施します。	子育て推進課 学校教育課
	学校での職場体験において、男女別の固定的な職業意識にとらわれることなく、本人の希望に応じた体験ができるように努めます。	商工推進課 学校教育課
② 地域社会における教育・学習の充実	市民大学である「寒河江さくらんぼ大学」の講座などにおいて、男女が生涯を通して個人の尊厳や、男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供します。	生涯学習課
	介護予防サポーター養成講座を実施し、修了者は男女ともに、市が主催する介護予防事業の運営補助スタッフとして活動できるようにします。	高齢者支援課

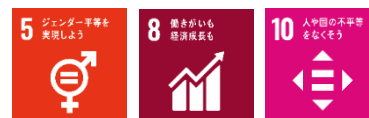
<基本目標 I の数値目標>

指標名	現状値	目標値
① 「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	52.9% (R3調査)	80%
② 第1子出産時のパパママスクールに夫が参加する割合	75.3% (H28～R2年度の平均)	80% (R4～R8年度の平均)

基本目標Ⅱ

雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

施策の方向4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保



【現状と課題】

女性の活躍の推進は、経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーション^{※1}の創出にもつながるものと期待されています。

しかしながら、意識調査では、職場において「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合は減少したものの、5割を超えるなど職場における男女間の格差は依然として解消されていない状況にあります。

また、同調査において、「女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組」として「出産・育児・介護に関する職場の理解」や「賃金の引上げ」、「労働時間の短縮など、労働条件の改善」が求められています。

さらに、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント^{※2}、マタニティハラスメント^{※3}、ジェンダーハラスメント^{※4}等の根絶、男女間の賃金格差の解消など雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が不可欠です。

これらを踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、労働に関する法律・制度等の啓発・普及やハラスメントの防止対策の促進等を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 労働に関する法律・制度等の普及	男女雇用機会均等法といった労働に関する法律や制度等について、国・県と連携しながら周知します。	商工推進課
② ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメントについて、国・県と連携しながら防止に向けた啓発に努めます。	商工推進課

※1 新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること

※2 性的嫌がらせ。特に職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動

※3 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い

※4 性に関する固定観念または差別意識に基づく嫌がらせ

施策の方向5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり



【現状と課題】

全国的には、女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、出産・育児を理由に25～39歳の期間に低下する傾向にありますが、本市では、山形県と同様、その低下の割合が緩やかで、継続して高い労働力率を維持しているという特徴があります。

男性も女性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和の実現が重要です。

意識調査では、家庭生活、仕事、地域活動のバランスのとれた生活を過ごしていると回答した割合は少し増えましたが、4割程度に過ぎませんでした。また、仕事と生活の調和の実現にあたり「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」が重要であるとの回答が多く寄せられました。

これらを踏まえ、男女とも子育てや介護をしながら働き続けられる環境を整備するとともに、長時間労働の削減等の働き方の見直しなど、各家庭の形に応じて家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるような職場環境づくりを促進します。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランス※1を可能にする就労環境の整備	企業の経営者等の意識改革につながるよう、仕事と生活が両立できる職場環境づくりに関する情報提供やテレワーク推進の支援などに努めます。	商工推進課
	仕事と生活の両立支援などに積極的に取り組む企業(くるみん認定企業※2)等を増やしていくため、仕事と生活の両立支援に取り組むことによるメリットや補助制度の周知を図るほか、認定企業を市広報で紹介するなど、気運の醸成を図ります。	企画創成課 商工推進課
② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発	国・県と連携しながら、長時間労働の削減など働き方の見直しについて周知・啓発を進めます。	商工推進課

※1 「仕事と生活の調和」と訳され、働く人が、仕事と、子育て期や介護、自己啓発、地域活動などといった仕事以外の生活とを自分が望むバランスを実現できること

※2 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として認定する制度

施策		内容	担当課
③	育児休業制度・介護休業制度の普及促進	育児休業を理由に、解雇や復職を拒否することは違法行為であることなど、労働局と連携した育児休業・介護休業制度の周知・徹底を図ります。また、男性の育児休業取得についても、労働局や県と連携しながら普及を図ります。	商工推進課
④	男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進	安心して子育てができるよう、必要な保育の受入れ枠を確保するとともに、多様なニーズに対応した病児・病後児保育、休日・延長保育などの事業の充実や放課後児童クラブの保育環境の整備に取り組みます。	子育て推進課
		介護をしながら安心して働き続けることができるよう、入所待機者数を踏まえた特別養護老人ホームの拡充など適正な施設整備を進め、介護離職防止とサービスの充実を図ります。	高齢者支援課

施策の方向 6 職業分野での女性の活躍の推進



【現状と課題】

平成 27 年 9 月に女性活躍推進法が公布・施行されたことを契機に、職業生活を含む様々な分野において女性の活躍を進めようとする気運が高まっています。

意識調査でも様々な分野における女性の活躍を望む声は 8 割を超えており、多様な分野で女性の活躍を後押しする取組が必要です。

一方、子育てなどのために退職する女性も未だ多く、女性がライフイベント^{*1}を経ても働き続けられる職場環境や、出産や子育てなどにより一旦退職した後も希望に応じた働き方が選択できるような支援も必要となります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	女性の創業に対する支援	市内産業の多様化・活性化を図るため、西村山創業セミナーを開催するなど、創業に必要なノウハウ取得から創業後の支援まで女性の創業を支援します。	商工推進課
②	企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の促進	企業や各種機関・団体等の方針決定の場への女性の参画の促進を図るため、経営者や管理職等に対し、女性の活躍の重要性に関する情報提供を行います。	全 課
③	再就職等に向けた支援の充実	労働局の支援情報の提供、市技術振興協会と連携した職業能力開発に関する講座の充実、公共職業安定所との連携による相談体制の整備などにより、再就職等への支援の充実を図ります。	商工推進課
④	活躍している女性の事例の情報提供	国や県、関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が社会で活躍している事例を紹介します。	企画創成課
⑤	企業が女性活躍推進に取り組む気運の醸成	女性の活躍の推進などに積極的に取り組む企業（えるぼし認定企業 ^{*2} ）等の増加を図るほか、制度や認定企業の情報を紹介するなど、気運の醸成を図ります。	企画創成課 商工推進課
⑥	農業分野における方針決定の場への女性の参画の促進	県と連携し、女性の就農支援に取り組むほか、市が開催する会議等への女性の積極的な参加を促し、女性目線での意見が農業分野における方針に反映されるよう、女性参画の増加を図ります。	農林課

^{*1} 結婚、妊娠、出産、育児、自分や家族の傷病、介護、などの人生上のできごと

^{*2} 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を認定する制度

<基本目標Ⅱの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	70.6% (R3調査)	90%
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	47.4% (R3調査)	75%
③	育児休業取得率（従業員5名以上の市内事業所）	女性85.5% 男性14.3% (R2年度)	女性95% 男性30%
④	次世代認定マーク（くるみん）取得企業と女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業の合計件数	4件 (R3.12末)	10件
⑤	女性の創業相談件数	101件 (H28～R2年度の累計)	130件 (R4～R8年度の累計)

基本目標Ⅲ

男女ともに能力を発揮できるまち【共働】

施策の方向 7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大



【現状と課題】

市の審議会や委員会における女性委員の登用により、多様な視点が入り入れられることで、男女が共に暮らしやすいまちづくりが可能となります。令和3年3月末の市の審議会等における女性委員の比率は29.0%となり第2次計画の目標値である40%を達成できなかったことから、引き続き積極的な登用に取り組み、多様な意見を市政に反映させる必要があります。

また、東日本大震災など過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加するなど様々な問題が明らかになりました。災害によって受ける影響について男性と女性で違いが生じることを理解した災害対策に取り組むため、防災に係る意思決定の場への女性の参画を進めることが必要となります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進	審議会・委員等における男性委員、女性委員の比率の目標をそれぞれ40%以上とし、各種団体へ委員候補者について女性の推薦を働きかけるなどし、積極的な登用を進めます。	全 課
② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災計画等の見直しや災害時の指定避難所の運営において、男女共同参画の視点から防災・減災の取組を推進します。	防災危機管理課

施策の方向 8 地域活動等における男女共同参画の促進



【現状と課題】

自治会やPTA等の地域活動の分野では依然として男性が役職に付いていることが多いなど性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が改善されていないのが現状です。

一方、人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景に地域の課題は複雑化しており、これらの課題解決のためには、多様な人材を登用し、新たな視点や発想を取り入れることが重要であることから、一人ひとりが希望に応じて様々な場面で活躍できるよう、行政が後押ししていく必要があります。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進	各学校のPTA組織等において、女性の立場での組織運営、事業参画を促します。	学校教育課
		自治会等の地域活動において、女性が希望に応じて活躍できるよう、女性の活躍事例等を紹介するなどして、地域活動組織への参画促進を図ります。	市民生活課 生涯学習課
②	ボランティア活動等の分野への男性の参画促進	女性が多い分野になりがちなボランティア活動において、元気な高齢者やNPO等に参加する男性を含め、幅広い年代の男性に積極的な働きかけを行い、参画促進を図ります。	企画創成課 健康福祉課 高齢者支援課

施策の方向 9 女性の人材育成の推進



【現状と課題】

最近では、様々な分野において女性が活躍する姿が見られるほか、市の審議会などでも女性委員の積極的な登用に努めていますが、多くの分野で十分に進んでいるとは言い難い状況です。

意識調査では、自治会・町内会やPTA・保護者会の代表・役員への就任について「断る」と回答した女性の割合は男性を上回っています。女性が「断る」理由を見ると、「自分や家族の負担が増える」、「責任ある役は引き受けたくない」と回答した割合が高い結果となりました。今後、女性の参画拡大が各分野における活力を生むものと期待されていることから、本市においても女性が多様な分野に、自らの意志に基づき参画できるように、能力の向上のための支援やきっかけづくりを進めていく必要があります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 女性のニーズに応じた支援の提供	女性が自らの意思に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、県や県男女共同参画センターなどと連携しながら、ニーズに応じたエンパワーメント※ ¹ や必要な能力を身につけるための情報提供、学習機会の拡大を進めます。	企画創成課 生涯学習課

<基本目標Ⅲの数値目標>

指標名	現状値	目標値
① 市の審議会等における男性委員及び女性委員の比率	男性 71.0% 女性 29.0% (R3.3)	男性 40%以上 女性 40%以上

※¹ 力をつけること。過去において社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自らの意識を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること

基本目標Ⅳ

安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

施策の方向 10 男女間のあらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

意識調査では、DVについて「言葉も意味も知っている」と回答した割合が8割を超え、また、身体的な暴力以外の、人格を否定するような暴言、脅迫や脅し、無視するなどの精神的なものや生活費を渡さないなどの経済的なもの等について「暴力だと思う」と回答した割合も7割を超えるなど、市民の間でもDV^{※1}に関する正しい理解が進んでいると考えられます。しかし、デートDV^{※2}について「言葉も意味も知っている」と回答した割合が5割に達しておらず、さらなる啓発が必要です。

本市のDV被害の相談件数は増加傾向にあり、内容も多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスによるDVの深刻化も懸念されています。

一方、DVは、被害者自身がDVを受けていることを認識していなかったり、自ら名乗り出ないで泣き寝入りするなど被害が潜在化している場合も少なくなく、周辺からの通報が鍵を握る場合もあり、根絶に向けては地域社会全体での対応も不可欠です。

DVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、DVを許さない社会づくりを進めるため、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や取組が必要です。県、関係機関及びNPO等との連携を強化し、DV対策を進めます。

※1 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと

※2 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にある者またはあった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為のこと

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① 男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発	DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、県女性相談センター等と連携しながら、あらゆる暴力の根絶、性と健康への理解を進めるため、周知・啓発に努めます。	高齢者支援課 子育て推進課
	道徳科を中心に、ジェンダー平等をはじめ、お互いの特性や個性を尊重する社会を構築できるよう、児童生徒の資質醸成に努めます。また、教育活動全体を通して、いかなる場合も暴力は許されないものであることを指導します。	学校教育課
	高齢者・障がい者・外国人等へのDV防止のため、周知・啓発に努めます。	企画創成課 健康福祉課 高齢者支援課
② 被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援	保健師による家庭訪問、健康相談を実施し、DVに結びつく内容の場合は関係機関と連携し対応します。	健康福祉課 高齢者支援課 子育て推進課
	DV被害者の相談はもとより、周囲からの情報提供も含め、被害者の早期発見に向けた相談窓口や通報先の周知と県や警察も含めた連絡体制の充実を図ります。また、必要に応じ、被害を受けた方の保護や自立に向けた支援を行います。	子育て推進課
③ 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施	虐待が疑われる場合の情報提供や相談窓口について、市民へ働きかけを行うほか、虐待防止についての普及・啓発に努めます。また、情報提供があった場合には、迅速に初期調査を行い、必要な支援計画を検討します。	子育て推進課
	学校や保育所等において、子供の普段の様子・言動をきめ細かに観察するほか、乳幼児健診時には育児の困りごとを聞き虐待の兆候把握に努めるなど、子どもの虐待防止に向けた対策を強化します。また、関係課・関係機関と情報共有し迅速に対応します。	子育て推進課 学校教育課
	タブレットが児童生徒に1台ずつ配布されたことを受け、各家庭と連携を取りながら、児童生徒の発達段階や実態に応じた情報モラル教育を体系的に推進します。	学校教育課



【現状と課題】

生涯を通じて健康を維持・増進していくことは、一人ひとりが生き生きと暮らしていくうえでの基盤となります。男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きて行くことは、男女共同参画社会の実現のための前提となるものです。

妊娠・出産という女性の健康にとっての大きな節目にあっては、切れ目のない支援や社会の母性保護に関する正しい理解が重要です。

また、高齢者に介護予防についての健康教室などを実施することは、生涯を通じた健康づくりを支援することに加え、健康で元気な高齢者の社会参画につながる施策にもなります。

これらのことから、男女が互いの性について理解を深めること、また、生涯にわたって健康が確保されるよう、健康づくりを推進していくことが必要です。

【具体的な施策】

施策		内容	担当課
①	生涯を通じた健康支援	年代に応じた健康診査や相談体制を充実させるとともに、各種健康教室や高齢者教室を実施するほか、地域活動を通じ、健康づくりや介護予防に関する知識の啓発に努めます。	健康福祉課 高齢者支援課 子育て推進課
		地域活動において、男女を問わず誰もが参加し、認知症予防や介護予防体操等を自分たちで企画運営できる自主活動グループを育成します。	高齢者支援課
②	妊娠・出産・子育て期における支援	妊娠・出産・子育て期における切れ目のない相談支援体制を充実させるとともに、家族も含めた心身の健康面に対する不安の解消に努めます。	子育て推進課
		企業に対し、妊娠中や出産後の女性に対する労働条件の緩和等についての啓発を図るため、母性保護に関する正しい知識の普及を図ります。	商工推進課
		母子健康手帳交付時等の機会を捉え、妊娠中や出産後の女性に対する労働条件の緩和等及び母性保護に関する正しい知識の普及を図ります。また、男性の育児休暇の取得に向けた育児・介護休業法等の情報提供を行います。	子育て推進課

施策の方向 1 2 生活上困難を抱える人への支援



【現状と課題】

昨今の雇用・就業をめぐる環境の変化や高齢化、核家族化等の進展に伴い、貧困や地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増えています。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、外国人居住者やセクシュアル・マイノリティ※¹などは、様々な要因で困難な状況におかれることが多いことから、これらの方々への支援が必要となります。

また、子どもの養育や経済面の不安を抱えがちなひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で起こった、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性の雇用や暮らしに深刻な影響が生じていることから、社会的・経済的な自立に向けた総合的な取組が必要となります。

【具体的な施策】

施策	内容	担当課
① ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	ひとり親家庭は、就労面などで経済的に不安定な状況にある場合が多いことから、安定した生活を送るため支援するとともに、自立に向けた相談・情報提供体制の充実を図ります。	子育て推進課
	子供の学習面への影響が生じないように学用品費、修学旅行費やオンライン通信費など就学に要する費用を援助します。	学校教育課
② 高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することがないように、福祉推進員の配置による見守り支援や配食サービス、除雪対策等の生活支援を行うとともに、地域包括支援センターが中心となり相談対応や自立支援のための取組強化を図ります。	高齢者支援課
	障がい者に対し、国・県・市の支援制度の情報提供を十分行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを活用し相談体制の充実強化を図ります。	健康福祉課
	外国人向けの日本語教室などを開催し、言葉の習得への支援及び「暮らし」に関する情報の提供を行います。また、市国際交流協会のイベント等を通じ、市民と外国人との交流機会を創出します。	企画創成課
③ 多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進	多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発に取り組みます。	企画創成課

※¹ 性的少数者、性的マイノリティ。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人

<基本目標Ⅳの数値目標>

指標名		現状値	目標値
①	「デートDV」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	45.3% (R3調査)	85%
②	3か月健診受診率	97.9% (R2年度)	100%
③	子宮がん検診受診率	42.7% (R2年度)	50%
④	乳がん検診受診率	42.1% (R2年度)	60%